



CONTENTS

I Farewell		
定年退職をむかえて	久岡 康成	2
II Ceremony		
ドイツ連邦共和国功労十字勲章小綬章を受章して	出口 雅久	4
III Presentation		
アメリカにおける法曹養成と法哲学	平野 仁彦	7
IV Workshop Report		
政治学研究会報告	中谷 義和	9
V Visiting Professor		
比較製品安全法：日本、豪州、欧州を取り巻く改革の嵐	ルーク・ノッテジ	10
VI Departure		
「京都人」から「九州人」へ 一さらば立命館&五年間の回想一	福本 忍	13
VII Media Coverage		14

退職記念

Farewell

定年退職をむかえて

久岡 康成 *HISAOKA Yasunari*

平成19年1月12日に、「弾劾主義と当事者主義の交錯」と題して退職記念講義をしてから約1月たちました。学生の皆さん卒業生の皆さん、同僚先輩恩師の皆さんから、あれこれの言葉をいただくごとに、期末試験ゼミレポートの採点をしたり、入学試験の手伝いをしたりという毎年の年度末の仕事しながら、少しずつ平成19年3月末での定年退職の実感も強まっています。佐伯千仞先生に言葉をかけて頂いたのをきっかけに、司法修習生から母校立命館大学の教員となって38年、無事に定年退職の日を迎え、立命館法学で退職記念号をも発行して頂けるはこびとなっていることに感謝あるのみです。もっとも現実には、その思いのかたわら、定年退職するための仕事というものが多数あり、それに追われています。数日前には立命館大学法学部同窓会誌第7号（2007年3月発行予定）に掲載してもらう、「退職記念講義をおこなって」という挨拶文の文章の原稿をようやく渡せましたが、まだまだ定年退職するための仕事が残っています。

この私の一文を掲載してもらっている立命館ロー・ニューズレター（RL Newsletter）は、



立命館大学法学部ニューズレターの名称で1995年3月に発行された第1号から数えて第48号です。当時法学部長として立命館大学法学部ニューズレターの第1号に「ニューズレター発刊によせて」と題する文章の中で、「実務各界、内外の諸大学・研究機関、学問諸領域などとの間での交流を深め、いわば大きなネットワークの中の一単位として」、役割を果たしていかなければとの思いを述べた記憶があります。

ネットワークの中での各学部的发展を期するとき、自ずからその方向は全学的なものとなり、その内容は国際化、情報化の性格を帯びるといのが、立命館大学法学部ニューズレター第1号の発行当時の、全学の一致であったと思います。法学部長としての私もそう思っていました。1994年から始まったAPU（立命館アジア太平洋大学）開設等の全学の取り組みにおいて、学園の新21世紀学園構想委員会、第5次長期計画委員会等の委員長を法学部長・理事として引き受け、またAPU開設への法学部の賛成をとりまとめたのもそのような思いからでした。以来12年間、立命館学園の発展、その中での立命館大学法学部・



法務研究科の発展は刮目すべきものといわれているのは同慶の至りです。この発展の上に、立命館大学法学部・法務研究科の一層の充実・飛躍が実現されるものと信じます。

他方、国際化、情報化という点になると、全学や法学部・法務研究科の到達をあれこれ言うまでに至らぬ、その資格がないというのが、率直な私自身の反省です。机を整理していますと、以前に佐伯先生から頂いた葉書がでてきました。私の「西ドイツ留学・滞在印象記」（立命館学園広報150号・1984年）を読んで、留学のテーマとして「自由心証主義の

成立と現在」を選んだのを知って心強く感じた旨を書いて頂いています。忸怩たるもの以外ありません。しかし、法学部全体の国際化の取り組みは、私が学部長として挨拶させてもらった1994年の国際消費者法のシンポジウム以来からでも、近年の「人間の安全保障」の国際共同研究など、多くの国際共同研究があり、大いに発展しています。2005年からのロースクール時代を迎え、大学と実務界との交流は一層多面的になり、拡大してはいますが、このような時代における人材については、国際化、情報化の力量は一層重要になり日常化しています。国際交流や留学の機会が、教職員のみならず院生・学生にもっと広がってほしいものです。

なお3月末で定年退職をしますが、4月からも学部・法学研究科で幾つか講義、立命館百年史編纂室のお手伝いなど、しばらく学園で働くことになっています。研究も含め微力を尽くす所存です。

(ひさおか・やすなり 刑事法学)

久岡康成 法学部教授 退職記念講義

当事者主義と弾劾主義の交錯

立命館大学法学部・立命館大学法学会



受賞記念

Ceremony

ドイツ連邦共和国功労十字勲章小綬章を受章して

出口 雅久 *DEGUCHI Masahisa*

2006年6月26日(月)18時より立命館大学中川会館4階・校友会ロビーにおいてドイツ連邦共和国功労十字勲章小綬章・伝達式が開催された。ゲロルド・アメルング大阪・神戸ドイツ総領事から叙勲のお電話を頂いたのは、昨年の5月の連休明けであった。着任したばかりのアメルング総領事とは、別件で4月に総領事館でお話したばかりであったが、私の慶応大学大学院時代の指導教授であった石川明教授からは、ドイツ大使館時代に文化部長として日独の文化交流を積極的に展開されているという話をお聞きしたことがあった。電話で話していた当初は、若輩の私に対して叙勲とは、たぶん冗談であろうと聞き流していたところ、どうも本当らしいということが電話口わかりかけると、これは大変なことになったと思い、何か身体全体が震えるような感じがした。

丁度トロントの国際法協会の学会への準備をしていた関係上、叙勲の最初のお知らせから2ヶ月以上も準備等に時間がかかり、今回の伝達式を開催することになった次第である。今回の伝達式の準備では、とりわけ、秘書課の池元さんに大変お世話になった。学内外の招待者への通知、参加者リストをボランティアで担当していただいた。また、私のゼミ生の総務の中本君にも、当日の事務局としてお世話になった。さらに、クレオテックの平田部長には、伝達式の会場設定について格別なご配慮を頂き、スムーズに式が進行するようにご尽力いただいた。元々、私のような研究者が叙勲を受ける際には、領事館や大使館で簡素にシャンパンで乾杯というのが慣例であ



るが、今回は、私自身、国際部で4年間副機構長として行政職に就いている間に、かなりドイツ政府との公務での交流が多かったので、どうしても大学内で開催し、大学関係者の皆様と受勲をご一緒にお祝いしたいという気持ちからあれこれと相談した結果、校友会・志垣次長からも「許可」を頂き（この後、私も校友会に入会させていただいた）、本学関係者が最も参加しやすい校友会ロビーにおいて開催する運びとなった。

さて、当日は、まず開会に先立ち、ご参集いただいた方々への感謝の意をこめて、本学の交響楽団による管弦楽演奏・バッハ「主よ、人の望みの喜びよ」が披露された。交響楽団による素晴らしい演奏に聞き入っている間に、



本学での過去15年間の様々なドイツ人研究者との思い出が脳裏に去来していた。次に、アメルング・ドイツ総領事よりホルスト・ケーラー・ドイツ連邦共和国大統領からの勲記が朗読された。過去15年間の本学での受章者の日独学術交流について詳しい報告が行われ、その後、アメルング総領事から賞状と十字功労章が授与された。その後で、受章者である筆者より、1983年にドイツ留学をして以来、23年間にわたる日独学術交流の軌跡について簡単に振り返ってみる形式で、答辞が執り行われた。紙幅の都合もあり、ここでは簡単に再現してみたい。

私は、1983年に中央大学法学部を卒業し、フライブルク大学に留学し、当時、フライブルク大学法学部の故ペーター・アレンス教授（本学名誉博士）に師事し、その後、慶応義塾大学大学院に入学し、石川明教授に師事し、再び、ドイツ学術交流会の援助でフライブルク大学に再度留学し、法学博士号を取得後、1991年に本学に助教授として赴任した。その後、1994年にアレキサンダー・フォン・フンボルト財団より援助を得て3度フライブルク大学に留学し、ディーター・ライポルト教授に師事し、留学の最後には、本学法学部の16名と共にフライブルク大学・ケルン大学を訪問し、高齢化社会と法および環境保護に関する日独国際シンポジウムを開催した。本学で16名もの学部メンバーが一度に外国の大学に海外出張し、国際シンポを開催したのは、恐らくはじめての学術企画であったと思う。

1991年に本学に赴任して以来、80回程度の



セミナー・シンポジウム・集中講義等を企画してきたが、そのうち70回はドイツ人研究者・実務家・特別公務員・政治家などとの企画であった。大体セミナーの前後に夕食会や昼食会を企画するので、およそ150回程度は本学付近のレストランや料亭などに通った計算になる。とても一人ではできない芸当なので、歴代の学部長と相談したり、また薬師寺APU副学長にお願いし、時折、財政的にも応援していただいた。とりわけ薬師寺先生には、この場を借りて改めて感謝申し上げたい。しかし、一番感謝しなければならないのは、ドイツ語という特殊な学術用語による講演会にも関わらず、セミナー・シンポジウム・集中講義等に積極的に参加してくれた本学の学生・院生・学内外の研究者の皆様方である。ドイツ語離れが止まらない中で、ドイツ語による企画は必ずしも容易なことではない。最近では、私は英語も使用しながら、ドイツ人研究者との学術セミナーも同時に企画するように努めている。本学で国際化が叫ばれているが、教員自身が率先して道を切り拓いていかないと、学生も我々を良く見ていると日頃から感じていた。多くのドイツ人は英語を学術レベルでも使いこなせる能力を有している。そこで、私自身もハーバード大学やワシントン大学に留学し、片言の英会話力を身に付けるように努力した。これらも私のドイツ人研究者との学術交流の中から出てきたアイデアであり、最近では、報告をドイツ語で行い、日本語訳を用意し、議論はドイツ語ないしは英語で質疑を行うことにしている。

話を伝達式に戻そう。伝達式終了後に、ドイツ総領事館から差し入れされたゼクト（スパークリングワイン）が参加者全員に振舞われ、長田豊臣総長の乾杯の音頭で祝杯が挙げられた。乾杯の前に、長田先生から、流暢なドイツ語によるご挨拶も披露され、その際、「受章者が自分で企画する伝達式ははじめてだが」と会場からは笑いが沸きあがったところで祝杯が交わされた。会場には、ご多忙の中を、関西法学界を代表する中野貞一郎先生、北川善太郎先生、松本博之先生をはじめ多くの学内外の研究者が参列された。また、天野夫人も同席され、さらに、歴代法学部長である、松岡先生、畑中先生、井戸田先生、田村先生、中谷先生等も駆けつけていただいた。わざわざ遠方から友人の神戸大学の中野俊一郎氏も本学まで駆けつけていただき、今回の受勲の重みを感じざるをえなかった。伝達式の終了後、近くのレストラン「花門」に移動して、参列者の方々と、個人的にお話する機会を得ることができた。懇親会では、余

興として、ジャズバンドや交響楽団による演奏が行われ、アメルング総領事もすっかり満足された様子であった。最後に、私の妻の友人のお嬢さんによるソロピアノ、私の妻と友人による連弾が披露され、無事宴会も終了した。

本学でお世話になった方々に対して、これまでのご厚情に感謝し、日独学术交流の一層の促進に貢献できるように今後とも奮闘努力することをお誓いして、私の受章の記を終えることにしたい。最後にもう一度、本学の関係者の皆様方にこれまでのご援助に対して心より御礼申し上げたい。皆さんの応援がなければ、このような受勲は不可能であったと思われる。そして、今回の受章を私の家族に奉げる事を許し頂きたい。度重なる海外出張や毎晩夜遅くまで海外の研究者との学术交流で家族を犠牲にしてきた点は、いつの日にか挽回したいと考えている。

（でぐち・まさひさ 民事訴訟法）



アメリカにおける法曹養成と法哲学

平野 仁彦 *HIRANO Hitohiko*

2004年度に発足した法科大学院が昨年初めての修了生を出した。なお定まらない移行期にありながら、新司法試験では、法科大学院における法学教育改革の成果が問われたことになる。そしてその結果は、新しい体制での法学教育の有効性ないし妥当性を検証する1つの機会ともなった。

こうした法学教育の新しい段階を迎えて、日本法哲学会では、2006年11月に青山学院大学で開催された学術大会において、法学教育の意味とあり方を改めて検討し直す企画がもたれた。シンポジウムまで含む大会の統一テーマは「法哲学と法学教育——ロースクール時代の中で」。

企画趣旨によれば、法科大学院設立以後わが国では、法学教育を担う教育機関として法学部と法科大学院が並存することになった。問題は、両機関における法学教育のあり方の異同と関係であり、とりわけ、基礎法学としての法哲学をどう位置づけ直すか、再定位の仕方である。必ずしも法曹になるわけではない学生のために学部段階で行われるべき法学教育およびそこにおける法哲学はどのような目標を追求すべきか。また、ロースクールにおいて、法曹養成のためになされるべき法哲学教育はどのようなものでありうるか。

この大会において私は、法科大学院の法哲学教育に関し「アメリカにおける法曹養成と法哲学」と題して研究報告することを求められた。法科大学院設立に際しわが国が重要な範の1つとしたアメリカのロースクールの現状から、カリキュラムにおける法哲学の位置および法学教育における法哲学の基本的役割

について考察することが課題であった。

米国の法曹養成制度は2世紀余の伝統をもち、今日、複雑化する社会状況を前にして、対応力の高い優秀な法曹を数多く生み出すに至っている。アメリカにおける法学教育に特徴的であるのは、法学基本科目教育の徹底、実務能力の養成強化、そして法哲学を始めとする基礎法学ないし学際的基礎教育の充実である。

報告では、法哲学教育の位置と役割を、主として次の5点において明らかにした。第1に、法哲学に教育上の困難があるにもかかわらず、職能教育の限界に起因する20世紀半ばの「ハーバード革命」以降、法哲学に重要な位置づけが与えられるようになってきたこと、第2に、法学教育史上、問題解決志向の「強い法曹」を養成する法学教育がさまざま



米国連邦裁判所判例集書架
Harvard Law School Langdell Library

なプラグマティズムの方法論ないし法思想に牽引されてきたこと、第3にプラグマティズムが促進するのは社会の必要に対する法の応答性であること、第4に、「応答的法」の理念は法システムの展開において「法システム・バランス」および「法原理バランス」という二重のバランスにかかわる問いを常に内包していること、そして第5に、応答的法の実現が、いくつかの例に見られるように、多元性とダイナミズムを法秩序の質とする独特の「法の支配」の相貌を現出していること、である。

例えば、先端的法律事務所に入り込んでみると、そこはさながら諸種の専門家から成る複合的コンプレックスである。法曹資格者を核として、税理士、弁理士などの準法曹、法曹資格をもたないパラリーガル、またケース分析の助けとなる歴史研究者、社会学研究者、そしてまた法情報の収集と体系化に関わるシステム・エンジニアなど、1つの法律事務所

に多様な専門家を擁している。しかもそれらが機能主義的に統合され、場合によってはケースごとに迅速な連携がはかられるのである。それもこれも、とりもなおさず、クライアントの多様な必要に適切に応えるためである。

法の実務は法曹集団の形成する伝統の中にある。法曹教育が変わっても、司法は同じように、提起される数限りない事案に対して法の解答と決着を与え続ける。しかしどのような方向にそれが発展していくかは、まさに司法の理念にかかっているとと言っても過言ではない。法科大学院における法学教育の成果は、一次的には法曹有資格者の輩出にあるとしても、その真の成果は、生み出した法曹が社会の発展にどれだけどのような方向で貢献できるかにかかっている。法曹には、まさに希望が必要である。

(ひらの・ひとひこ 法哲学)



“リーガル・リサーチ・ドーム”
Arnold & Porter, Washington, D.C.

政治学研究会報告

中谷 義和 *NAKATANI Yoshikazu*

「政治学研究会」は、2006年11月17日に、本学部の客員教授として招聘したジョン・G. ガネル特別教授（Distinguished Professor、ニューヨーク州立大学オルバニー校）の「アメリカ政治学界の現状」と題する報告を受け、この報告を中心に意見を交換している。

報告者は、アメリカ政治学史研究の第一人者のひとりであり、学界の重鎮として活躍している。本学部の堀教授は昨夏の「アメリカ政治学会」に出席したが、その際に、ガネル教授による学史関係のパネルの堂々たる司会ぶりに圧倒されたという。また、同教授の政治学方法論や政治学史に関する研究書も多く、『アメリカ政治理論の系譜（The Descent of Political Theory, 1993）』はすでに邦訳されているし（ミネルヴァ書房、2001年）、近著の『アメリカ政体の構想（The Imaging the American Polity: Political Science and the Discourse of Democracy, 2004）』の邦訳も近刊の予定にある。

当日の報告は報告者の近著を踏まえたものであって、主として、20世紀アメリカ政治学の展開史をトレースしたうえで、アメリカ政治学の現況を紹介するものとなった。報告者は、まず、20世紀初期のアメリカ政治学がドイツ国家学の影響から離脱し、社会集団型多元主義政治学へと移行することで自由民主政のパラダイムが形成される経緯を20年代と30年代の政治学史と、さらには、ファシズムと亡命社会科学者のインパクトという歴史的背景とも交差させつつ話している。次いで、戦後アメリカ政治学の展開に移り、ほぼ60年代まで多元主義的政治学が主潮流にあったが、

その後、その方法に対して強力な批判も浮上し、多元主義政治学の多元化状況が起こり、この状況は現在も続いているとした。だが、領域とスタンスを異にしつつも、基本的には、なお多元主義的方法論が政治学の支配的な状況にあることを紹介している。この報告を踏まえ、アメリカ政治学の展開過程において、現実政治の記述的分析と規範的評価ないし批判とがどのような緊張関係をたどったかについて、また、政治学におけるフェミニズムと多元主義との連関について、さらには合理的選択論の動向について質問が提示された。研究会はこうした質問をめぐって、また、アメリカ政治学の歴史と現状について参加者の自説が披瀝されるなかで活発な議論が交わされた。

研究会は、ガネル教授の講義を縫った時間帯に開かれたため、残された課題も多くとどめることになったが、約1時間あまりの研究会を有益に終えた。なお、ガネル教授は参加者との、また学生との交流に、さらには法学会パーティへの招待に感謝の意を表して、10月31日からの滞在を終え、11月19日に離日している。（なかたに・よしかず 政治学）

Visiting
Professor

客員教授

比較製品安全法：日本、豪州、欧州を取り巻く改革の嵐

ルーク・ノッテジ *Luke NOTTAGE*

2004年に、シドニー大学から研究休暇をとって、立命館大学法学部の客員助教授として「英米（圏）契約法」と「製造物責任の国際比較」（PL法）の授業を担当した（Newsletter 39号、参照）。2005年にも、日本人の学生と（日本国内の大学だけではなく、シドニー大学からの）留学生を対象にする「京都セミナー」という日本法を比較する、英語による集中講義の講師として呼ばれた（43号、参照）。2006年の11月から今年の2月まで、第2回目の京都セミナーの準備やPL法の授業のためにまたお邪魔した。今年の京都セミナーとそれに伴う国際学会について、別の報告が用意されているので、以下では今回のPL法の授業で課題になった製品安全性に関する規制について述べる（拡大版はNBL847号4-7頁、参照）。

日本では特に2005年から、消費生活用製品に関する安全問題が深刻化している。こうした出来事に対し日本の消費者は問題の究明を迫るため声を上げ、行政や政治もそうした声に素早く反応を示しているのは不幸中の幸いである。アスベストや建築問題、PSE表示制度、エレベーターに関する部門特定型の再規制といった対応に加え、消費生活用製品を包括的に取り扱うべく消費生活用製品安全法の改正法が、去年11月29日、国会で成立した。豪州の商取引規制法(TPA)の下でも似たような体制があるが、この改正法はそれを上回る改善策である。しかし、惜しくもまだ十分な改正法であるとは言えない。日本も豪州も欧州連合（EU）の一般製品安全指令（2001/95/EC）と軌を一にした立法改革をさ

らに進めるべきである。このEU指令は1992年に制定後、2001年に強化され、2004年以降EU全土で施行されている製品安全保障制度である。実際豪州では、そうしたグローバル基準の台頭だけでなく、製薬や食糧の大規模な製品回収や幼児用製品問題、アスベストの惨禍などに駆り立てられ、製品安全体制の包括の見直しを図っている最中である。

豪州、日本、欧州の専門家や国民の多くは、欠陥製品に対する民事責任（PL）では製造・輸入業者に製品の安全な提供を努めさせる誘引として十分ではないという点で見解を一にしている。こうした見解は、1985年にもう一つのEC指令として施行された「無過失責任」体制が共通して確立されている事実（豪州では1992年のTPAの改正に、また日本では1994年の製造物責任法の制定へとつながった）にもかかわらず存在する。この3つの地域いずれにおいても製造物責任関連の訴訟や原告側に有利な和解は確かに増大してきているが、依然としてかなり少ない。むしろ、製品安全問題に寄せるメディアの関心の高まりや消費者の問題意識の向上は、民事訴訟制度の利用の簡易化と相まって、製品の安全を確保するさらなる誘引となっている。そして豪州でも近年、訴訟への道は制限されてきており、製品安全規制は豪州・日本両国における規制緩和の波の中では実施しにくい。

今回成立した改正法では、消費生活用製品に関連する重大事故についての情報を規制当局に開示する義務を製品製造・輸入業者に課

すことが示されている。2001年に出されたEU製品安全指令も同様の義務を課しているが、販売業者にも一定の義務を拡大している。詳細なガイドラインやオンライン・システムによりその制度がどのように上手く機能するのか示されている。惜しくも、豪州政府が設置した経済効率性委員会（PC）に商業利益団体が働きかけたことで、去年2月に公表されたPCの最終報告書では、製造物責任に関して原告勝訴の判決が出た場合、あるいは複数の裁判所外解決がされた場合に限り欠陥に関する情報開示が勧告される結果となった。

その一方、PCは州の公正取引当局から規制権限を連邦の豪州市場競争・消費者保護委員会（ACCC）に集中させることを提案しているが、この集権化は消費者にとっては良いことかもしれない。日本における欠陥情報の収集や開示の取り締まりには、経済省よりも豪州のACCCや欧州での同様の機関のような政府系機関である方が望ましい。例えば、内閣内部に設置される国民生活センターや、これまでは独占禁止法分野でしか管轄権を行使してこなかった公正取引委員会などが良いのではないだろうか。

いずれにしても、こうした情報収集・開示制度が効率的に機能するためには、日本と豪州の立法はEU体制のような一般製品安全義務規定（GSP）を採用するよう改正されるべきである。この改正に伴い、製品の製造・輸入業者に安全な製品だけを提供する義務を課し、規制当局が義務的基準を設定し、その基準に照らして不安全な製品をわざわざ発見してきてそれを禁止、回収する責任が第二次的なものとなる（実際、昨今叫ばれている「小さな政府」の中ではそうした発見はさらに難しくなっている）。不運にも、豪州のPCはこうした一般製品安全義務規定の採用に向けて半歩しか踏み出すことができなかった。

日本の改正法上の報告義務は「消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」の場合には生じない。そのため、製造・輸入業者は事故の原因は製品自体によるものか、それとも（業者がよく主張する）「消費者の誤使用」によるものかをまず調査し決定しなければならない。事故が誤使用によるものだという結論に規制当局が納得できない場合には情報開示義務の不履行ということで制裁を科すことができるかもしれない。しかし、反対に業者が事故の事実を開示した場合には、例えその製品に欠陥があったと後で判明したとしても制裁の対象とはならない。なぜなら、製造・輸入業者に課されている義務は事故の報告義務だけで、製品の安全性を確保するという一般的な義務は課されていないからである。EUと違って、欠陥品の提供そのものもっぱら私法（PL法）の問題になる。また、2001年のEU指令の下で謳われている「予防原則」も改正法に入っていない。

EUのようなしっかりした情報収集・開示制度を施行することで、規制当局は消費生活用製品の製造・輸入業者と新しい建設的な関係を築いていけるようになるであろう。豪州をはじめ世界各地で注目を集めている概念として「善意の大砲」というのがある。規制当局が厳しい態度で介入する手段を強化すればするほどその手段を使う必要がなくなるという考え方である。日本や豪州で規制当局がほとんど介入してこなかった理由は全く正反対で、情報資源・財源に乏しく、危険な製品の製造・輸入業者に対して制裁を加える権限が限られていたためであった。どれだけ雄弁に教えを説いても、刀の威嚇なしには効果は期待できないということであろうか。またそのせいか、豪州規格協会にも問題が多いことが去年7月に別のPCの報告書で明らかになっている。

日本と豪州の両国においてこの「応答的な再規制」モデルが根付くことがあれば、消費者は2001年のEU指令の下で欧州市民に保障されている高水準の健康と製品安全を約束されるであろう。また、アスベストによって生み出されたような製品安全問題が回避される可能性も高くなるであろう。加えて、EUが指令によってその体制を調和させたように、豪州と日本も消費者安全や商取引法分野における国際的調和について考えてみるべきである。特に両国間での自由貿易協定に向けた共

同研究が終了した今、その重要性は指摘するまでもない。EUモデルに沿った調和はカナダのように製品安全規制の改革を検討している他のアジア太平洋諸国にまで波及する可能性もある。急速に複雑化し製品安全問題が深刻化する相互依存の世界に住む私たちにとってはそれが最善の道なのである。

(Luke Nottage オーストラリア日本法ネットワーク (ANJeL) 共同理事・シドニー大学法学部助教授)



延暦寺にて

(左からエリカちゃん・モアナちゃん・ノッテジ先生・ミアちゃん)

「京都人」から「九州人」へ —さらば立命館 & 五年間の回想—

福本 忍 *FUKUMOTO Shinobu*

博士課程の五年間がもうすぐ終わろうとしています。四月には、北九州市立大学法学部専任講師としての新たなスタートが待っています。まさに「光陰矢のごとし」です。思えば、七年前、中井美雄先生のゼミに入り、債権者代位権の法的性質に関心を持ったことが民法研究との最初の出会いです。その後、大学院進学を決意したものの、比較法としてのフランス法を直感で選んだ私は、フランス語をほとんど読めない状態で進学する破目になりました。人生最大の賭だったと思います。前期課程では、現在明治大学におられる工藤祐巖先生の指導を受けました。M1の頃、文献を数行邦訳するのに一日かかってしまい、研究コースでやっていけるのか?と不安に駆られたこともありましたが、今では懐かしい思い出です。進学後、研究関心は、契約解除制度の基礎理論と要件論の関係に移りました。19世紀フランス債務法における法定解除の法的基礎と要件の関係を分析した論考を公表できましたのは、工藤先生から受けた修士論文指導と、現在の指導教授である大河純夫先生の厳しくも温かな御指導のおかげです。大河先生は、私にとって「厳しさのなかにチラッと温かさを見せる“親父”」のような人です。先生からは、上記論文の執筆指導をはじめ、これまで数え切れないほどの学恩を受けました。先生にはいつも怒られてばかりですが、四月から「院生」として怒られることがなくなると、淋しさがこみあげてきます。いつまでも先生から怒られていたいと思ってしまう。中井先生、大河先生、工藤先生、三先生には、改めましてこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、この五年間、



民法の先生方に限らず多くの先生方に可愛がっていただきましたことにも感謝申し上げます。感謝の言葉を贈るべき方々は他にもおられます。博士課程の二年先輩であった木村和成先生（摂南大学）には、公私とも本当にお世話になりました。一人っ子の私にとって、木村さんは兄のような存在です。また、ともに切磋琢磨し、笑い、泣いた同僚ならびに後輩たちにも「ありがとう」の言葉を贈ります。そして、いつも本当にお世話になっている法学部共同研究室の渡邊さん、濱本さん、森さんにもこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。この五年間は、隘路を手探りで歩んできたような時間でした。しかし、その隘路の果てには、新天地が待っていました。今は「期待<不安」状態ですが、四月からは研究、教育に全力投球する所存です。最後に、両親にこの場を借りて感謝の言葉を贈りたいと思います。両親からの種々の援助なくして今の自分はありません。本当にありがとうございます。さあ立命館の皆様、“九州人”福本忍の今後の活躍に乞うご期待下さい!…って書くと、大河先生から「阿呆か!」と怒鳴られますね(笑)。立命館よ、いざさらば! 擱筆。

(ふくもと・しのぶ 民法)

Media
Coverage I

学会・研究活動報告

(2006年1月～12月)

*アイウエオ順

安達光治助教授

論文：「住居・建造物侵入罪における住居権者の意思侵害の意義—ある事例を出発点に—」立命館法学300・301号1 - 23頁（立命館法学会，1月）

「事例研究：横浜市営住宅変死事件」犯罪と刑罰17号113 - 130頁（刑法読書会，3月）

「集合住宅でのポストिंगは『邸宅侵入罪』か？—『立川自衛隊官舎反戦ビラ入れ事件』控訴審判決の刑法的問題点—」法学セミナー616号6 - 7頁（日本評論社，4月）

「生活安全条例—『リスク』と『監視』の意義に関する—考察—」犯罪社会学研究31号7 - 21頁（立花書房，10月）

「ポストिंग刑事規制の刑法解釈論上の問題点—『立川事件』第一審判決の評価を中心に—」法の科学37号168 - 173頁（民主主義科学者協会法律部会，11月）

市川正人教授

共編著：『ケースメソッド公法〔第2版〕』（日本評論社，9月）

論文：「憲法学から見た新聞特殊指定—表現の自由と戸別配達制度の意義から考察する」新聞研究660号29 - 31頁（日本新聞協会，7月）

「法科大学院と公法教育」公法研究68号141 - 159頁（有斐閣，10月）

意見書：「憲法解釈論 合憲性判断基準論」法律時報増刊新たな監視社会と市民的自由の現在—国公法・社会保険事務所職員事件を考える143 - 155頁（日本評論社，10月）

その他：「<INTERVIEW>法科大学院REPORT 立命館大学」ロースクール研究1号34 - 39頁（民事法研究会，3月）

証言：「猿払事件判決の違憲審査基準の問題点と下級裁判所の役割」東京地方裁判所（1月）

「住居侵入罪と表現の自由」東京地方裁判所（5月）

指宿信教授

論文：「リーガル・サービスとIT：その活用と展開をめぐって—諸外国での取り組みを参考にして—」リーガルエイド研究12号83 - 98頁（法律扶助協会，

4月）

「GPSと犯罪捜査」法学セミナー619号4 - 5頁（日本評論社，7月）

「法廷プレゼンテーションとその規律—諸外国の例を参考にして」季刊刑事弁護46巻52 - 59頁（現代人文社，4月）

翻訳：（共訳）デイビッド・ジョンソン「風向きを知るのにお天気キャスターは要らない：日本における取調べ録音／録画について合衆国と韓国から学ぶこと」法と心理5号57 - 83頁（日本評論社，9月）

講演録：「法律図書館の課題」法律図書館連絡会50周年記念誌17 - 36頁（法律図書館連絡会，11月）

意見書：「捜査の端緒と捜査手続」新たな監視社会と市民的自由の現在210 - 223頁（日本評論社，11月）

紹介：S.トゥロー『極刑』ロースクール研究3号190 - 191頁（民事法研究会，11月）

司会・オーガナイズ：「三浦コレクション」情報ネットワーク法学会，情報ネットワーク法学会・ローライブラリアン研究会，筑波大学（2月）

「法廷用語の日常語化をめぐって—心理学による司法過程貢献へのパースペクティブ」第1回立命館法と心理研究会，法と心理研究会，立命館大学（6月）

「刑事事件取調べ状況の社会学と心理学—可視化の是非を問う」第2回立命館法と心理研究会，法と心理研究会，立命館大学（9月）

「Beyondリーガルリサーチ」第6回情報ネットワーク法学会パネルセッション，情報ネットワーク法学会，筑波大学（12月）

報告・オーガナイズ：「サイバー犯罪の手続的諸問題」日本刑法学会第84回学術大会ワークショップ，日本刑法学会，立命館大学（5月）

オーガナイズ・資金調達：「図書館de法律情報サービス」第8回図書館総合展，ローライブラリアン研究会，パシフィコ横浜（11月）

報告：「裁判員制度導入と刑事法廷のハイテク化」司法におけるeサポートの創作的構築，日弁連法務研究財団，日本教育会館（4月）

講演：「市民は裁けるか：裁判員制度」京都学園大学公開講演会，京都学園大学（12月）

パネリスト：「裁判員裁判と可視化を考える市民集会」京都弁護士会，京都弁護士会館（11月）

「鼎談」公開セミナー「裁判員裁判のe-Support」，司法制度改革と先端テクノロジー研究会，富士通総研（12月）

研究助成：立命館大学学内公募型助成金

臼井豊助教授

その他：「戦後ドイツの表見代理論—わが国における法的構成の再考に備えて」私法68号153 - 160頁（日本私法学会，4月）

宇野木洋教授

著書：『克服・拮抗・模索—文革後中国の文学理論領域』（世界思想社，3月）

論文：「中国における『新左派』の思索と営為—汪暉の『近代』省察と『新自由主義』批判—」立命館法学別冊ことばとそのひろがり(4)35 - 89頁（立命館大学法学会，3月）

「魯迅テキストの読まれ方—『激辛』評論家・佐高信の場合—」中国文芸研究会会報第300期記念号40 - 43頁（中国文芸研究会，10月）

書評：木山英雄『人は歌い人は哭く大旗の前—漢詩の毛沢東時代』中国文芸研究会会報第291号6 - 7頁（中国文芸研究会，1月）

片岡幸彦編『下からのグローバリゼーション—「もうひとつの地球村」は可能だ』図書新聞第2773号（図書新聞社，5月）

論文評：園山延枝「中国に於ける村上春樹『受容』—翻訳者・林少華の評価を中心にした考察」野草第77号145 - 148頁（中国文芸研究会，2月）

栃尾季美「建国前後出版界の再編を巡って—二大私営出版社の周辺から」野草第78号117 - 119頁（中国文芸研究会，8月）

司会：日本現代中国学会2006年度関西部会大会文学分科会，日本現代中国学会，関西大学（6月）

大垣尚司教授

論文：「市場型住宅金融に向けて」住宅1月号7 - 15頁（社団法人日本住宅協会，1月）

「企業開示と商品開示」『企業会計・ディスクロージャーと税制等の将来像について（展望と課題）』企業会計と税制等の将来像に関する研究会報告書49頁以下（金融庁金融研究研修センター，9月）

「債権流通によるファイナンスと電子登録債権」金融法務事情1781号20 - 28頁（金融財政事情，9月）

連載：Cross Over - 法と金融「新しい公益法人、非営利法人制度の見方」、「企業・事業・資産と金融

手法」、「電子登録債権の見方」、「手形と電子登録債権の違いについて」、「M&Aとは何だったのか」、「新会計基準とリース取引」LEXIS企業法務7～12号（雄松堂出版，7月～12月）

Focus「市場型住宅金融の構築にむけて」、「新しい移住・住みかえ支援制度について」、「国有財産の圧縮について」、「移住住みかえのビジネスモデル」不動産経済FAXLINE（不動産経済研究所，1月、4月、7月、10月）

講演・コーディネーター：「新しい公的移住・住みかえ支援制度について」住宅金融シンポジウム「豊かな高齢社会に向けての新しい居住システムと金融」，国土交通省・住宅金融公庫及び住宅金融普及協会「住宅金融フォーラム」，住宅金融公庫すまいるホール（11月）

学会報告：「電子登録債権法制と金融」金融法学会第23回大会，金融法学会，神戸大学（10月）

基調報告：「最近の住宅金融をめぐる動き」住宅・金融」札幌フォーラム，国土交通省・住宅金融公庫及び住宅金融普及協会「住宅金融フォーラム」，札幌商工会議所（4月）

報告・パネルディスカッション：「シニア・団塊世代を対象とする住み替え型リバースモーゲージ」・「新しい金融ビジネスイノベーションと金融特区」第3回沖縄金融専門家会議，沖縄県，万国津梁館サミットホール（2月）

大川真郎教授

論文：「弁護士会の合意形成について」『市民の司法をめざして—宮本康昭先生古稀記念論文集』94 - 101頁（日本評論社，12月）

講演：「司法制度改革は何を変えたか」司法制度改革研究会，全司法労働組合，大阪（6月）

「日弁連と少数者保護」コリア研究センター公開シンポジウム，立命館大学（7月）

パネリスト：「国民の常識を裁判に」裁判員制度シンポジウム，法務省，東京（2月）

座談会：「下級裁判所裁判官指名諮問委員会の三年間を振り返って」日弁連，東京（6月）

大久保史郎教授

論文：「社会保険庁職員事件一訴訟の現段階と争点」法学セミナー3月号52 - 55頁（日本評論社，2月）

「人間の安全保障と日本国憲法」法学館憲法研究所編『日本国憲法の多角的検証』279 - 308頁（日本評論社，4月）

「法律時評・警察国家への衝動と裁判所」法律時報78巻11号1 - 3頁（日本評論社，9月）

「公務員の政治的行為の制限の制定過程—国家公務員法102条1項、人事院規則147、110条1項19号および地方公務員法36条の『立法事実』をめぐって」法政論集212号1-48頁(名古屋大学, 10月)

「Freedom from Fear and Want" and "the Right to Live in Peace" J.G.Ibanez, Coordinator, Derechos Humanos, relaciones internacionales y globalizacion 313-330頁(GRUPO EDITORIAL IBÁÑEZ, 12月)

意見書: 「『立法事実』論からみた国公法102条1項。人事院規則147、110条1項19号の違憲性」法律時報創刊『新たな監視社会と市民的自由の現在』114-133頁(日本評論社, 10月)

座談会: 「《座談会》事件・公判と一審判決をどう見るか」法律時報創刊『新たな監視社会と市民的自由の現在』30-53頁(日本評論社, 10月)

講演: 「"Freedom from Fear and Want" and "the Right to Live in Peace"」The International Conference on Human rights, International Relations and Globalization, Universidad Alfonso X el Sabio, Madrid, Spain (3月)

報告: 「国公法・社会保険事務所事件判決と治安・監視国家の現段階」民科法律部会・憲法分科会・夏期合宿, 民科法律部会・憲法分科会, 伊勢(8月)

大平祐一教授

小文: 「將軍吉宗と目安箱」学際No.18 25-28頁(構造計画研究所, 4月)

資料: 「人別省略方書留」立命館法学307号1-56頁(立命館大学法学会, 10月)

講演: 「近世日本の訴願手続—『訴訟』の体系的考察に向けて—」法制史学近畿部会新年会, 法制史学近畿部会, 京都ガーデンパレス(1月)

岡野八代助教授

論文: 「ジェンダーの政治に賭けられているもの」法律時報78巻1号47-52頁(日本評論社, 1月)

「『暴力』の主体から『非暴力』のエイジェンシーへ—世界の軍事化にフェミニズムは対抗しうるか?」女性学13号27-39頁(日本女性学会, 3月)

「承認の政治に賭けられているもの—解放か権利の平等か」法社会学64号60-76頁(法社会学会, 3月)

「ジェンダーの政治に賭けられているもの—憲法24条の可能性」女性学研究13号125-149頁(大阪女子大学女性学研究資料室, 3月)

シンポジウム報告: 「Backlash against Gender Politics in Japan」国際シンポジウム"Ending the

'Postwar?': Multi-disciplinary reflections on Japanese society, politics and economy since 1945", School of East Asian Studies, University of Sheffield (2月)

「女から生まれる—家族からの自由/ファミリーへの自由」お茶の水大学 COE シンポジウム「家族の境界」, お茶の水女子大学(11月)

学会報告: 「規範理論における家族」比較家族史学会, お茶の水女子大学(5月)

「What Remains Unspoken: Arendt and a Critical Theory of the State」世界政治学会(International Political Science Association), 福岡国際会議場(7月)

学会総合司会: アンパイドワークとセックスワーク, 女性・戦争・人権学会, 近畿大学(6月)

学会司会・オーガナイズ: 「A Political Challenge From the Perspective of Domestic Labor.」世界政治学会, 福岡国際会議場(7月)

研究助成受領: 文科省科学研究費若手研究(B)「同性結婚法制化を巡る議論を規定し、かつそこに投影される『政治的なるもの』の分析」

北村和生教授

論文: 「行政権限不行使に対する司法救済」ジュリスト1310号35-40頁(有斐閣, 4月)

評釈: 「判例評論46」判例時報1925号188-192頁(判例時報社, 6月)

教科書: 共著『行政法の基本〔第3版〕』81-112頁、193-229頁(法律文化社, 11月)

分担執筆: 『行政訴訟の実務』771-829頁、1171-1179頁(第一法規, 3月)

室井力他編『コメンタール行政法Ⅱ行政事件訴訟法・国家賠償法』550-571頁(日本評論社, 11月)

研究助成受領: 科学研究費補助金奨励研究(A)

葛野尋之教授

著書: 『少年司法改革の検証と展望』(日本評論社, 4月)

論文: 「少年司法における少年のプライバシー保護—被害者の審判出席をめぐって」法律時報78巻4号66-71頁(日本評論社, 4月)

「接見交通・外部交通の改革—無罪推定の原則はどのように具体化されるか」季刊刑事弁護47号53-59頁(現代人文社, 7月)

「警察留置と『捜査と拘禁の分離』」立命館法学306号48-94頁(立命館大学法学会, 8月)

「警察留置と弁護人接見」立命館法学307号111-147頁(立命館大学法学会, 10月)

「少年法改正と国際人権法」『国際人権規範の形成と展開』162-191頁(信山社, 11月)

「少年司法における対話」法律時報78巻12号44 - 49頁（日本評論社，11月）

「イギリス少年弁護の意義と機能」福岡県弁護士会子どもの権利委員会編『少年審判制度が変わる—全件付添人制度の実証的研究』278 - 371頁（商事法務研究会，12月）

学会発表：「受刑者の法的地位とその権利保障」日本刑法学会第84回大会分科会「新受刑者処遇法の諸問題」，立命館大学（5月）

倉田原志教授

共著書：工藤達朗編『よくわかる憲法』100 - 111頁，140 - 145頁（ミネルヴァ書房，5月）

論文：「労働者のプライバシーと使用者の質問権の限界—ドイツにおける判断枠組みを中心に」立命館法学300・301号216 - 237頁（立命館大学法学会，1月）

「使用者の質問権の限界論の展開—ドイツにおける最近の議論を中心に」政策科学33号57 - 74頁（立命館大学政策科学会，3月）

小松陽一郎教授

共同編著書：『新版一問一答 民事再生の実務』（経済法令研究会，1月）

『一問一答 改正特別清算の実務』（経済法令研究会，5月）

『新注釈民事再生法 下』（金融財政事情研究会，11月）

共著書：『改正法対応 事例解説 個人再生～大阪再生物語』（新日本法規，2月）

論文：「大阪における知的財産権処理の推移と展望」金融・商事判例増刊No.1236 204 - 207頁（経済法令研究会，3月）

「送信可能化行為の主体性を否定した事例」知財ぶりずむVol.5 No.49 45 - 54頁（経済産業調査会，10月）

「座談会 個人再生手続の現状と課題—施行後5年を経過して—（上）」登記情報542号6 - 35頁（金融財政事情研究会，12月）

講演：「知的財産特別研修」連続5回特別研修立命館大学大学院法学研究科・法科大学院、日弁連法務研究財団，立命館大学大阪オフィス（2月～4月）

「特許の消尽について」土曜パテントセミナー日本弁理士会近畿支部，関西特許情報センター（2月）

「日本における著作権判例の概要」国際知的財産権ⅡコースJICA&（財）比較法研究センター，JICA大阪国際センター（6月）

「倒産法入門」（共同講演）弁護修習ゼミ，大阪弁

護士会，大阪弁護士会館（7月）

「著作権法と企業法務」（合計4回）日本知的財産協会，堂島アバンザ（7～10月）

「弁護士から見た技術的範囲」発明協会，南御堂難波会館（8月）

「著作権分野のケーススタディ」JICA中国知的財産コース，JICA，JICA大阪国際センター（10月）

「知的財産法改正の動向について」日弁連特別研修，日弁連会館（10月）

「企業競争力強化のための知的財産活用」四国経済産業局，ホテル千秋閣（徳島市）（11月）

「知財訴訟の概要」関西特許研究会，弁理士会大阪分室（12月）

「並行輸入と商標権の侵害」第二東京弁護士会知的財産法研究会，第二東京弁護士会館（12月）

小山泰史教授

判例評釈：「専用実施権を設定した特許権者がその特許権に基づく差止請求をすることの可否」L&T31号57 - 61頁（民事法研究会，3月）

「集合動産譲渡担保権の設定者が第三者に対してした目的動産の売却が有効であるとされた事例」銀行法務21660号69 - 72頁（経済法令研究会，5月）

「賃借建物の通常の使用に伴い生ずる損耗について賃借人が原状回復義務を負う旨の特約が成立していないとされた事例」LEX/DBインターネット速報重要判例解説http://www.tkcllex.ne.jp/top_commentary.html（TKC，4月）

「不動産の時効取得完成後に当該不動産の譲渡を受けて所有権移転登記を了した者が背信的悪意者に当たる場合」LEX/DBインターネット速報重要判例解説http://www.tkcllex.ne.jp/top_commentary.html（TKC，9月）

酒井一教授

共著書：『民事保全法・執行法概説』第12章担当（有斐閣，6月）

論文：「保証債務請求訴訟の国際裁判管轄と保証行為の立証」平成17年度重要判例解説309 - 311頁（有斐閣，6月）

学会報告：「仲裁法の利用しやすい運用を目指して」ADR法学会，京都大学（7月）

佐藤渉専任講師

論文：「A Role of Woman in Australian Colonial History: Patrick White's Voss」立命館法学別冊ことばとそのひろがり(4)413 - 434頁（立命館大学法学会，3月）

学会報告：「Nicholas Joseの短編小説—変容と受容の物語」オーストラリア・ニュージーランド文学

会研究大会, 立命館大学末川記念館 (11月)

須藤陽子教授

判例評釈: 「私立学校教職員共済制度の加入者が重婚の内縁関係にあった場合に、遺族共済年金の支給を受けるべき配偶者に当たるのは内縁の妻であるとした事例 (最一判平成17年4月21日判決)」判例評論566号180 - 184頁 (判例時報社, 4月)

「航空基地の供用差止め」『行政判例百選Ⅱ〔第5版〕』326 - 327頁 (有斐閣, 6月)

学会報告: 「公衆衛生と安全」第71回日本公法学会日本公法学会, 明治大学 (10月)

高橋直人助教授

論文: 「意思の自由と裁判官の恣意—ドイツ近代刑法成立史の再検討のために—」立命館法学307号1 - 94頁 (立命館大学法学会, 10月)

翻訳: ルベルト・ショルツ「欧州連合の発展と欧州憲法条約」立命館法学305号166 - 184頁 (立命館大学法学会, 6月)

調査: 科研費補助金 (若手研究B) によるドイツでの在外調査 (資料収集および現地研究者との交流 於ゲッティンゲン 2006年8~9月)

DAADの助成金によるドイツでの在外調査 (資料収集および現地研究者との交流 於ミュンヘン 2006年9月) ※ 本学法学部とミュンヘン大学法学部との学術交流プログラムの一貫として実施

竹演 修教授

論文: 「保険金支払債務の履行遅滞」立命館法学304号88 - 126頁 (立命館大学法学会, 3月)

判例研究: 「生命保険契約につき保険契約者でない者が行った復活請求手続の効力」私法判例リマックス33号122 - 125頁 (日本評論社, 8月)

共同編集: 『生命保険判例集第10巻』(財)生命保険文化センター, 1月)

『生命保険判例集第11巻』(財)生命保険文化センター, 9月)

その他: 法務省・保険法研究会委員、法制審議会保険法部会幹事

多田一路助教授

論文: 「改憲動向のなかの社会権の位置」立命館法学306号1 - 26頁 (立命館大学法学会, 8月)

判例解説: 「国家賠償請求訴訟の形式による違憲審査権行使—四国訴訟二審判決」法学セミナー616号117頁 (日本評論社, 4月)

「防衛庁官舎へのピラ入れと政治的表現の自由—立川反戦ピラ事件二審判決」法学セミナー618号113頁 (日本評論社, 6月)

「地域の自治会 (町内会) における選挙権・被選挙

権」法学セミナー620号110頁 (日本評論社, 8月)

「公務員の『政治的行為』—社会保険庁職員政党機関紙配布事件」法学セミナー622号115頁 (日本評論社, 10月)

「精神的疾患によって投票所に行くことが困難な者への選挙権の保障」法学セミナー624号101頁 (日本評論社, 12月)

シンポジウム: 「憲法から見た教育基本法」立命館大学教職組・学友会・院協・生協・生協労組, 立命館大学存心館 (5月)

パネリスト: 「教育基本法改悪 私はこう考える」立命館大学教職組・学友会・院協・生協・生協労組, 立命館大学以学館 (6月)

田村陽子助教授

論文: 「『法人格否認の法理』をめぐる実体法律関係」小林秀之編著『新会社法と会社訴訟の実務』33 - 40頁 (新日本法規, 8月)

「『法人格否認の法理』をめぐる訴訟法律関係」小林秀之編著『新会社法と会社訴訟の実務』41 - 55頁 (新日本法規, 8月)

研究会報告: 「オムロンコーポレーションにおける実践的研究」日本インターンシップ学会関西支部研究会, 日本インターンシップ学会関西支部, 関西学院大学 (11月)

その他: 国際民事訴訟学会主催補助「グローバル社会における民事訴訟法の継受と伝播」IAPL主催, 立命館大学 (9月)

研究助成受領: 科学研究費 若手研究 (B) 「裁判所の手続き裁量と当事者の証明活動の相関性」

Albert Ting専任講師

講演: 「Applying Clinical Legal Teaching Methods in Japan」Street Law Clinic, Georgetown University School of Law, Georgetown University (8月)

セミナー: 「Fundamentals of Immigration Law」Annual Meeting of the American Immigration Lawyers Association, American Immigration Lawyers Association (3月)

出口雅久教授

解説: 「破産により特別先取特権とされる商事留置権と他の担保権との優劣」別冊ジュリスト倒産判例百選〔第4版〕108 - 109頁 (有斐閣, 10月)

翻訳: 共訳ユルゲン・シュバルツェ「欧州連合の発展—共通市場から政治統合へ」立命館法学306号268 - 279頁 (立命館大学法学会, 8月)

共訳ルベルト・ショルツ「欧州連合の機関および権限」立命館法学305号185 - 204頁 (立命館大学, 6月)

学会報告：「Legal Education for Global Citizen Lawyer in the Global Society」 International Forum on New Legal Education Method in the Global Society, The International Association of Procedural Law・立命館大学法学会共催，立命館大学創思館（9月）

国際学会の企画・開催：「The Reception and Transmission of Civil Procedural Law in the Global Society - from the Aspect of Legislative and Legal Educational Assistance to Other Countries in Procedural Law」 The International Association of Procedural Law, 立命館大学創思館（9月）

研究助成受領：科学研究費(B)「グローバル社会における民事手続法制度の継受と伝播」

立命館大学国際連携共同研究「ヨーロッパ法研究」

その他：2006年ドイツ連邦共和国功勞勲章功勞十字小綬章（das Verdienstkreuz am Bande des Verdienstordens der Bundesrepublik Deutschland）受章（6月）

遠山千佳助教授

論文：「第二言語社会における丁寧さ・親しさの表現の発達—『主依頼』表現の変化から—」 神田外語大学紀要18号235 - 259頁（神田外語大学，3月）

「コミュニケーションに関する認知言語学的研究」『認知言語学的観点を生かした日本語教授法・教材開発研究』69 - 74頁（科研報告書，3月）

「第二言語における談話の習得—認知語用論的アプローチからの一考察」第二言語習得・教育の研究最前線—2006年版—（言語文化と日本語教育2006年11月増刊特集号）（日本言語文化学会研究会，11月）

学会報告：「注意の分配が語用論的知識の習得に与える影響—対人関係調整の表現から—」第32回日本言語文化学会研究会，日本言語文化学会研究会，お茶の水女子大学（6月）

研究費受領：（研究分担者）認知言語学的観点を生かした日本語教授法・教材開発研究

徳川信治教授

論文：「欧州における人権保護システムの調整—欧州連合・共同体と欧州人権条約加入—」松井芳郎他編『グローバル化する世界と法の課題』359 - 388頁（東信堂，3月）

「マククリーン事件」松井芳郎他編『判例国際法』217 - 220頁（東信堂，5月）

「ジャッジ事件」松井芳郎他編『判例国際法』225 - 229頁（東信堂，5月）

「ノッテボーム事件」松井芳郎他編『判例国際法』464 - 468頁（東信堂，5月）

「生命に対する権利—国際法の視点から」国際人権2006年報・第17号22 - 27頁（信山社，10月）

（共著）「日本の国際法判例（19）2002（平成14年）」国際法外交雑誌104巻4号149 - 229頁（国際法学会，1月）

中谷義和教授

論文：「H.J.フォードの政治論—アメリカ政党論と自然主義的国家観—」立命館法学300・301号362 - 368頁（立命館大学法学会，1月）

「初期ラスキとアメリカ政治学」政策科学13巻3号147 - 164頁（立命館大学政策科学会，3月）

「グローバル化と民主政の理論的諸潮流」聖学院大学総合研究所紀要35号15 - 37頁（聖学院大学研究所，3月）

「アメリカ合衆国の政治制度」『比較政治制度論〔第3版〕』47 - 74頁（法律文化社，5月）

翻訳：（共訳）ジェソップ「開発国家を超えて—レギュラシオンの・国家理想的分析」立命館大学人文科学研究所紀要86号37 - 75頁（立命館大学人文科学研究所，3月）

平井利明教授

執筆担当：「所有権付きで売買された建設機械の買受人について即時取得が認められなかった事例」『判例・実務 債権管理』187頁（株式会社商事法務，3月）

「継続的商品供給取引において売主に不安の抗弁権の行使を認めた事例」『判例・実務 債権管理』200頁（株式会社商事法務，3月）

「健診で肺癌を見落とし5年生存率低下に400万円」日経メディカル468号183頁（日経BP社，11月）

講演：「契約書作成上の留意点」債権管理実務研究会名古屋月例会，株式会社商事法務，名古屋市（2月）

「動産売買の先取特権物上代位による転売代金差押えについての実務上の留意点」及び「電子債権の概要」大阪審友会勉強会，大阪審友会（注：大手総合商社5社各大阪本支店の審査部門による会），大阪市（3月）

「裁判例の読み方と実務への応用法」債権管理実務研究会大阪月例会，株式会社商事法務，大阪市（5月）

「医療安全について（医療法改正及び最近の事例を踏まえて）」医療安全管理対策研修会，全国自治体病院協議会和歌山県支部，和歌山市（11月）

堀田秀吾助教授

論文：「言語学理論と英語教育の架け橋としての法言語学」立命館言語文化研究17巻2号109-126頁（立命館大学言語文化研究所，1月）

「Functions of Language in Trademarks.」Ritsumeikan Law Review No.23 1-19頁（立命館法学会，3月）

学会発表：「A Cognitive Linguistic Model of Trademarks: An Experimental Research.」（米）法社会学会年次大会，Law and Society Association, Baltimore（7月）

「A Linguistic Exploration of Trademark Dilution.」・「The Psycholinguistic Foundation of Trademarks: An Experimental Study.」欧州国際法言語学会第二回大会，国際法言語学会，Barcelona（9月）

「商標と認知科学的分析：識別力分析モデルの一例」法と心理学会第7回大会，法と心理学会，法政大学（10月）

研究助成受領：科学研究費助成金 若手B「裁判における言語分析モデルの構築とその許容性の理論的・実証的研究」（個人研究）

立命館大学学内提案公募型プロジェクト「先端的な言語学諸分野の研究と言語教育方法の実践的な研究の融合：コンピュータを活用する言語学の研究成果・研究手法と組み合わせることにより、今日の言語教育の課題に応えることをめざした研究」（共同研究）

堀 雅晴教授

論文：「リサーチ行政学・地方自治」大塚桂編『日本の政治学』93-128頁（法律文化社，4月）

調査報告：「2005年バッキンガム大学調査に関する報告」細井克彦（研究代表）『大学法制的構造的変容の研究』179-187頁（平成17年度科研費報告書，8月）

研究報告：「The Japanese Government Reform of 2001」IPSA FUKUOKA，世界政治学会，福岡国際会議場（7月）

「Japanese Public Administration in the Era of Globalization」First Asian Public Administration Network, Korea University（11月）

研究助成受領：科学研究費補助金 基礎研究（B）「アジア太平洋諸国における公共部門モダニゼーションの多様性に関する比較分析」（研究代表、小池治）

科学研究費補助金 基礎研究（B）「大学法制的構造的変容」（研究代表、細井克彦）

立命館大学・国際学会派遣旅費補助

その他：（新聞談話）「改革の道筋、明確に示せ

山田府政2期目」京都新聞 4月11日朝刊

「要望公開など透明化が必要」日本経済新聞10月21日

（ラジオ番組ゲスト出演）「ニュース探偵局」ラジオ朝日，12月30日

正木宏長助教授

論文：「行政法と官僚制（3）」立命館法学303号1-85頁（立命館大学法学会，2月）

判例評釈：「原処分の違法を理由とする裁決取消判決の効果」『行政判例百選〔第5版〕〕390-391頁（有斐閣，6月）

学会報告：「ジェイムス・M・ランディスとアメリカ行政法」関西アメリカ公法学会，同志社大学（7月）

松井芳郎教授

編集代表：『ベーシック条約集』2006年度版（東信堂，4月）

『判例国際法〔第2版〕』（東信堂，5月）

論文：「1930年国際法典編纂会議における国家責任法」松井芳郎・木棚照一・薬師寺公夫・山形英郎編『グローバル化する世界と法の課題』101-125頁（東信堂，3月）

「現代世界における紛争処理のダイナミックス」世界法年報25号3-42頁（世界法学会，3月）

「東アジア共同体と“大東亜共栄圏”」西口清勝・夏剛編著『東アジア共同体の構築』280-299頁（ミネルヴァ書房，8月）

書評：「島田征夫編著『国内避難民と国際法』」平和研究31号166-169頁（日本平和学会，10月）

松本克美教授

論文：「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント訴訟と大学の教育研究環境配慮義務—大学と加害教員の責任の並存及び大学の処分の相当性をめぐって—」立命館法学300号453-488頁（立命館大学法学会，1月）

「不当労働行為と消滅時効—鉄建公団訴訟東京地裁判決の時効論の検討—」労働法律旬報1618号19-24頁，労働法律旬報1618号（労働旬報社，2月）

「民法724条後段『除斥期間』説の終わりの始まり—除斥期間説に基づき判例を統一した最判89年の再検討—」立命館法学304号316-339頁（立命館大学法学会，3月）

「セクシュアル・ハラスメント—立法・裁判動向の概観と労働及び教育研究現場での防止責任の焦点」日本の科学者41巻7号10-15頁（日本科学者会議，7月）

「民法724条後段の『不法行為の時』と権利行使可能性—筑豊じん肺訴訟最高裁204年判決の射程距離—」立命館法学307号148-205頁（立命館大学法学

会, 10月)
「企画趣旨および民法学の視点から」法の科学37号
174 - 179頁 (民主主義科学者協会法律部会, 11月)
「法と心理の交錯—民事法の観点から」二宮周平・
村本邦子編『法と心理の協働—女性と家族をめぐる
紛争解決へ向けて』24 - 42頁 (不磨書房, 12月)
判例解説: 「国に対する損害賠償請求と消滅時効
—最高裁昭和50年2月25日第三小法廷判決」行政
法判例百選Ⅰ〔第5版〕(別冊ジュリスト181号)
(有斐閣, 5月)
判例批評: 「児童の性的虐待に対する損害賠償請
求権の消滅時効の起算点」法律時報78巻9号105 -
108頁 (日本評論社, 8月)
その他: 「欠陥住宅をめぐる判例の到達点と課題」
消費者法ニュース65号123 - 125頁 (消費者法ニュー
ース発行会議, 1月)
「キャンパス・セクシュアル・ハラスメントと大学
の自治・教授の権利」ジェンダーと法3号133 -
135頁 (ジェンダー法学会, 7月)
「靖国違憲国賠訴訟における被侵害法益論—国家賠
償責任の成立要件の判断方式との関連で」法と民主
主義410号8 - 11頁 (日本民主法律家協会, 7
月)
「トンネルじん肺訴訟判決の意義」法学セミナー
623号2006年11月号4 - 5頁 (日本評論社, 10月)
意見書(原告側): 「国家賠償責任の成立要件の判断
順序」東京高裁・平成17年(ワネ)第1143号・平
成17年(ワネ)第1146号靖国神社参拝違憲損害賠
償請求等事件, 東京高裁 (1月)
「民法724条後段の期間の性質と適用制限論」平成
17年(ワ)第7168号 損害賠償請求事件(足立区女
性教員殺害・死体隠匿事件), 東京地裁 (2月)
学者証人(原告側): 「民法724条後段の期間の性質」
平成14年(ワ)第241号(群馬・中国人強制連行・
強制労働訴訟), 前橋地裁 (5月)
パネリスト報告: 「耐震偽装問題と国・自治体・
金融機関の責任」欠陥住宅被害全国連絡協議会・
第20回大会, 欠陥住宅被害全国連絡協議会, 静岡
(5月)
「日本の戦後補償訴訟の現状と課題—過去の清算の
視点から」日韓共同研究シンポジウム・韓国の過
去清算と日本, 立命館大学コリア研究センター主
催(ジェノサイド学会・4.3研究所共催), 韓国・済
州島 (10月)
特別報告: 「構造計算偽造問題と国・自治体・銀
行の責任」シンポジウム・耐震偽装事件の被害救
済とあるべき建築生産システム, 日本弁護士連合
会, 東京・弁護士会館2F・講堂クレオA (6月)
研究報告: 「児童の性的虐待に対する損害賠償請

求権の消滅時効の起算点」末川民事法研究会, キ
ャンパスプラザ京都 (6月)
「安全配慮義務論・時効論・除斥期間論」中国人戦
後補償訴訟全国弁護団理論合宿研究会, 中国人戦
後補償訴訟全国弁護団, 福岡 (7月)
「中国残留孤児訴訟と時効・除斥期間問題」中国残
留孤児訴訟・東京弁護団勉強会, 中国残留孤児訴
訟・東京弁護団, 東京 (8月)
「トンネルじん肺訴訟における国の発注者としての
安全配慮義務違反の主張・立証責任」全国トンネ
ルじん肺訴訟弁護団研究会, 全国トンネルじん肺
訴訟弁護団, 東京 (12月)
「欠陥建築物の購入資金を融資した金融機関の買主
に対する法的責任」欠陥住宅京都ネット・京都事
件弁護団, 京都 (12月)
コメンテーター: 「クリニックのカリキュラムに
おける位置」シンポジウム・グローバル化する臨
床法学教育, 早稲田大学法科大学院, 早稲田大学
(9月)
調査: 科学研究費補助金 基盤研究 (C)「<精神的
損害>概念の再検討—<心の傷と癒し>の民事
責任論・損害論・時効論の研究」(研究代表・松本
克美)による文献・資料収集調査: ドイツ (ベル
リン、ドレスデン、ベルリッツ、パウツェン,
2006年8月7日~17日)
水口憲人教授
論文: 「都市の位相 (3)」立命館法学302号1 -
35頁 (立命館法学会, 1月)
「都市の位相 (4)」立命館法学305号1 - 26頁 (立
命館法学会, 6月)
「都市の位相 (5)」立命館法学307号206 - 253頁
(立命館法学会, 10月)
水島治助教授
論文: 「経営不振の会社に対する経営支援と取締
役の責任」立命館法学304号359 - 400頁 (立命館大
学法学会, 3月)
「企業買収における売主の表明・保証違反に関して
売手の買収会社に対する損害補償義務が肯定され
た事例(東京地判平成18年1月17日平成16年(ワ)
第8241号損害賠償請求事件 判時1920号136頁、金判
1234号6頁)」立命館法学307号285 - 311頁 (立命館
大学法学会, 10月)
宮脇正晴助教授
論文: 「マレーシアにおける知的財産法制とエン
フォースメントの現状」アジア太平洋知的財産権
法制研究会編『アジア諸国における知的財産権の
行使(エンフォースメント)』17 - 21頁 (商事法務,
6月)
判例研究: 「日本国内における独占的販売権を与

えられた独占的販売権者が、不正競争防止法二条一項三号による保護の主体となるとされた事例——ヌープラ I 事件」判例評論567号37 - 44頁 (判例時報社, 5月)

学会報告: 「商標機能論の再検討」日本工業所有権法学会, 一ツ橋講堂 (5月)

講演: 「ネットワーク上における情報の利用と著作権」第9回情報学シンポジウム「情報学における人材養成と知的財産」京都大学情報学研究科, 京都大学時計台記念館 (12月)

村上 弘教授

共著書: 『比較政治制度論 [第3版]』(法律文化社, 5月)

共編著書: 『京都市政史』第5巻、資料・市政の展開 (京都市歴史資料館, 3月)

論文: 「地方自治の争点軸と知事選挙」『大都市圏における選挙・政党・政策 (続)』(関西大学法学研究所, 3月)

書評: 「現代スイスの都市と自治—チューリヒ市の都市政治を中心として」年報行政研究41号 (ぎょうせい, 5月)

その他: 滋賀県施策・事業仕分け会議委員, 滋賀県地域自治制度研究会委員

山田泰弘助教授

共著書: 『Q&A株主資本の実務』第1編第2章～第6章担当 (新日本法規出版, 12月)

『キーワードで読む会社法 [第2版]』キーワード116～122 (訴訟) 担当 (有斐閣, 9月)

判批: 「銀行の取締役の責任を追及しなかったことについて持株会社の取締役任に任務懈怠は認められないとされた事例 (大阪地判平成15年9月24日)」商事法務1772号41 - 47頁 (商事法務, 7月)

教育実践報告: 「企業法務分野における産学連携の新しい教育システムの確立に向けて——長期 (1年) に及ぶ産学連携法学教育の実践例報告: 立命館大学大学院法学研究科=オムロン株式会社の取り組み——」立命館法学304号415 - 463頁 (立命館大学法学会, 3月)

その他: 「判決の緒=税理士"春香"の事件簿(第61話)株式の無償交付と事業承継」税研128号45 - 51頁 (日本税務研究センター, 7月)

講演: 「中小企業・非公開会社のための新会社法解説」法学ゼミ, 近畿税理士会連合会, 近畿税理士会会館 (7, 8月)

コメンテーター: 「Corporate Governance in Asia」Pan Pacific Business Law Conference-Legal Framework for Sustainable Development and Trade Relationship in the Asia-Pacific, UBC Law's National

Centre for Business Law, UBC Law's Centre for Asian Legal Studies & UBC's Institute for Asian Research, UBC Faculty of Law, Vancouver Canada (9月)

吉村良一教授

論文: 「環境利益保護と民法」広中俊雄先生傘寿記念論文集『法の生成と民法の体系』641 - 673頁 (創文社, 12月)

『『新しい公共圏』と私法理論』法の科学37号32 - 42頁 (日本評論社, 11月)

判例研究: 「国立景観訴訟最高裁判決」法律時報79巻1号141 - 145頁 (日本評論社, 12月)

書評: 「中山充著『環境共同利用権—環境権の一形態』」法律時報78巻12号94 - 99頁 (日本評論社, 10月)

渡辺惺之教授

論文: 「外国訴訟差止命令—日本の裁判所は命令できるか」松井芳郎・木棚照一・薬師寺公夫・山形英郎編『グローバル化する世界と法の課題』229 - 255頁 (東信堂, 3月)

「国際的な知的財産権侵害訴訟の裁判管轄」大阪大学法制実務連携センター編『企業活動における知的財産』231 - 245頁 (大阪大学出版会, 9月)

判例解説: 「外国の港を陸揚地とする船荷証券の無効を宣言する除権決定を求めたため申し立てられた公示催告について、これら手続は義務履行地国で行われるのが最も適切であるとして、日本の裁判管轄を否定し、申立てを却下した事例」(東京簡裁平成17年10月20日決定) Lexis判例速報6(2006年4月)号61 - 65頁 (レクシスネクシスジャパン, 4月)

「外国に輸出販売している製造品につき、競業日本会社が知的財産権侵害に当たるとして外国の代理店に輸入販売の即時停止をを求める警告文書を送付した行為に対する差止仮処分請求について、条理により最密接関連国法として日本法を適用し判断した例」(知財高裁平成17年12月27日決定) Lexis判例速報6(2006年6月)号 (レクシスネクシスジャパン, 6月) 82 - 87頁

学会報告: 「国際民事裁判管轄の再検討」国際法外交学会, 横浜国立大学 (10月)

研究会報告: 「職務発明にかかる外国で特許を受ける権利の移転による対価請求 最判平成18年10月17日」知的財産判例研究会, 比較法研究センター, 大阪倶楽部 (12月)

講演: 「国際的な知的財産権侵害紛争」比較法研究センター, JICA研修センター (11月)

■法学部定例研究会：

- 12月1日 第5回民事法研究会：西川貴之氏「電子登録債権法制—現状と今後の展望—」、長森尚氏「資産流動化における事後設立規制の適用」、福田秀樹氏「付従性の制限による保証人の保護—保証人の人的属性の観点から—」、遊田純一氏「独禁法における違反抑制制度の見直しについて—課徴金と刑事罰を中心に—」、飯田力氏「欧米におけるクロスボーダーインジャンクション」、甲斐寿美氏「国際相続—被相続による相続準拠法の選択の可能性—」、堂安麻友氏「事業上の合理性と公正競争阻害性」、三浦綾子氏「GATT20条の解釈における正当化の限界」
第2回公法研究会：矢用和彦氏「規制権限不行使における国家賠償訴訟—クロロキン薬害訴訟を中心に—」、楠林麻依氏「税務調査における質問検査権の行使の限界」、石澤マミ氏「自由と人間の尊厳—臓器売買はなぜ禁止されるのか—」、松田真史氏「残虐ゲーム規制とゲームクリエイターの表現の自由」
第2回法政研究会：Helmut Satzger氏「Strafrechtsharmonisierung in Europa (ヨーロッパにおける刑法のハーモナイゼーション)」
- 12月8日 第6回民事法研究会：井上啓氏「適合性原則の位置付け」、宮山恵理子氏「三者間消費者信用取引の研究『抗弁権の切斷』問題を中心に」、木谷昇氏「裁判所の租税回避行為に対する考え方、課税庁の考え方、納税者主張立証責任等の諸点の整理」、中将志氏「預金者確定法理と信託法理の錯綜問題に関する考察」、水島智光氏「利益追及型人権侵害における損害賠償法の役割」、内田文乃氏「均衡原則か均等原則か (パートタイム労働者)」、風穴樹氏「外国国家に対する民事裁判権免除の制限—労働契約関係をめぐる訴訟—」
第3回公法研究会：本田真依子氏「SPS協定における自由貿易の促進と健康保護措置—EC・バイオテクノロジー製品の承認及び市場取引に対する措置に関する事件を題材に—」、門口正氏「行政計画の処分性と取消裁判の効力」、平井修司氏「国民の生命・健康と守るための行政による『公表』の違法性—O-157かいわれ大根事件を素材として—」、渡邊健太郎氏「法定受託事務と国の関与について—理想的な地方分権社会を目指して—」
- 12月15日 第4回公法研究会：田村和紀氏「義務履行確保の手段としての給水留保—京都市における給水留保と自治体における給水留保の可能性—」、宇佐美友範氏「指定管理者制度における管理の代行とその法的限界公物管理権と公物警察権の相違に視点を置いて」、喜屋武真希子氏「児童虐待と子の福祉の課題」(仮題)、友繁佳美氏「障がい者の社会参加についての一考察—障がい者の移動制約の観点から—」、加地喜一郎氏「同性婚の憲法的考察」、奥知泰氏「自己決定権論の現状」、辛嶋恵美氏「異文化共生時代における表現の自由」、二宮裕氏「立川反戦ビラ入れ事件から生じるパブリックアクセス」
第1回刑事法研究会：山森美里氏「リストラティブジャスティスにおける社会内継続支援の必要性—日本における実践例から考える—」、河合正明氏「第二次少年法改正による児童福祉と少年非行の関係の今後—14歳未満の保護処分見直しから考える」(仮題)、堀井彩奈未氏「広汎性発達障害を有する少年に対する処遇のあり方について—寝屋川事件を通して考える—」
- 1月12日 久岡康成教授退職記念講義：久岡康成氏「当事者主義と弾劾主義の交錯」
第5回公法研究会：大谷嘉輝氏「長期間にわたる都市計画制限の違法性についての考察—確認訴訟の利用の可能性—」
- 2月21日 第3回法政研究会：ベネディクト・プフナー氏「ユビキタスコンピューターの時代におけるプライバシー」
- 3月23日 国際学術交流研究会：ヴァルター・レヒベルガー氏「オーストリア仲裁法の現状」



RITS
Ritsumeikan
University

立命館ロー・ニューズレター
第48号 (2007年3月)

編集：立命館大学法学部
ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・
立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
TEL. 075-465-1111 (代)
FAX. 075-465-8294

URL. [http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/r/index.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/r/index.htm#nl)

編集後記

2006年度最後の号です。この3月で久岡康成先生が退職されます。学生時代より立命館一筋40有余年の先生にご挨拶をいただきました。ご挨拶の中でも触れられていますが、先生は本ニューズレター発刊時の法学部長で、第1号巻頭で発刊の辞をお書きになっておられます。このニューズレターは先生によって生み出され、創刊者である先生ご自身を送り出すまでに育ったというわけです。久岡先生のますますのご健勝とご発展をお祈り申し上げます。また、出口雅久先生がドイツ連邦共和国功労勲章を受章されましたので、ご報告をいただきました。このニューズレターで両先生をはじめ同僚の先生方のご学究に触れるにつけ、私自身もがんばらねばと思っています。

編集委員 多田 一路